

第52号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するとともに、入湯税に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第154条」を「第156条」に改める。

第29条第1項ただし書中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第103条中「4，618円」を「5，262円」に改める。

第149条に次の1号を加える。

(3) 年齢12歳未満の者

第150条中「150円」を「次の各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 宿泊者 150円

(2) 前号に掲げる者以外のもの 75円

本則に次の2条を加える。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第155条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第156条 前条第1項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附則第15条を次のように改める。

第15条 削除

附則第32条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第42条第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については「)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

(個人の市民税の税率の特例)

第44条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第149条及び第150条の改正規定，本則に2条を加える改正規定，附則第15条の改正規定並びに次条第1項の規定 平成25年1月1日
- (2) 第103条の改正規定，附則第32条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日
- (3) 第29条の改正規定及び次条第2項の規定 平成26年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の芦屋市市税条例第50条に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の芦屋市市税条例附則第15条第1項に規定する分離課税に係る所得割については，なお従前の例による。

2 改正後の芦屋市市税条例第29条第1項の規定は，平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成25年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した，又は課すべきであった市たばこ税については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するとともに、入湯税に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税

ア 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。（第29条関係）

イ 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。

（附則第15条関係）

ウ 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率を現行の3,000円に500円を加算した額とする。

（附則第44条関係）

(2) 市たばこ税

市たばこ税の税率を次のとおり改正する。

（第103条及び附則第32条の2関係）

種 類	改正案	現 行	差 額
旧三級品以外	5,262円	4,618円	644円
旧三級品	2,495円	2,190円	305円

（1,000本当たり）

（参考）県たばこ税

種 類	改正後	現 行	差 額
旧三級品以外	860円	1,504円	▲644円
旧三級品	411円	716円	▲305円

（1,000本当たり）

(3) 入湯税

ア 課税免除の対象に年齢12歳未満の者を加える。(第149条関係)

イ 税率を宿泊者については150円, 宿泊者以外については75円とする。

(第150条関係)

ウ 特別徴収義務者は, 毎日の入湯客数, 入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し, 1年間これを保存しなければならない。(第155条関係)

エ ウの帳簿記載の義務に違反した者等は10万円以下の罰金刑を科する。

(第156条関係)

(4) その他所要の規定の整理

3 施行期日

(1) 2(1)イ及び(3)の規定 平成25年1月1日

(2) 2(2)の規定 平成25年4月1日

(3) 2(1)アの規定 平成26年1月1日

(4) その他の改正規定 公布の日